

おくやみハンドブック

伊豆市



様が亡くなられたことにより、下記の手続きが必要となります。

該当する手続きをご確認のうえ、市役所市民課または中伊豆支所、天城湯ヶ島支所、土肥支所の窓口までお越しください。

市民課・各支所

【市民課・保険 0558-72-9856】

手続きの内容		持ち物
請求・申請		・喪主の方名義の通帳 ・認め印 ・会葬礼状もしくは領収書 ※葬儀を行ったことがわかるもの
	葬祭費の請求と相続人代表届の手続き ※葬祭費5万円が振込まれます。	
回収		
	各種保険証（国保・後期・介護など） ※国保税・後期保険料・介護保険料は後日精算になります。 ※故人が国民健康保険の世帯主だった場合、世帯全員の国民健康保険証は差し替えになります。	
	印鑑登録証	
	マイナンバーカード	
	住民基本台帳カード	

社会福祉課・各支所

【社会福祉課 0558-72-9863】

手続きの内容		持ち物
	障害者手帳の回収	・障害者手帳（赤色・紺色・緑色） ・認め印
	重度心身障害者（児） 医療費助成金受給者証の回収 ※未支給分の助成金がある場合、振込まれます。	・医療費助成金受給者証（黄色） ・認め印 ・相続人の通帳 ※未支給分の助成金がある場合
	静岡県ゆずりあい駐車場 利用証の回収	・利用証 ※ゆずりあい駐車場制度の利用者
	福祉タクシー・バス・鉄道利用券の回収	・未使用の利用券
	その他の手続き（手当・サービス・心身扶養共済など）	

税務課・各支所

【税務課 0558-72-9854】

手続きの内容		持ち物
	固定資産税や市県民税の相続人代表指定届の手続き	亡くなった方と相続人の関係がわかる書類（戸籍等）
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の名義変更及び廃車の手続き	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・手続き者の本人確認書類 ・亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ・相続人以外の方に譲渡する（名義変更）場合のみ：相続人からの譲渡証明書
	市税の還付先の登録	相続人の還付を希望する口座番号がわかるもの

健康長寿課・各支所

【健康長寿課 0558-72-9860】

手続きの内容	持ち物
家族介護用品購入費助成中止届の提出	・未使用の助成券
福祉タクシー・バス・鉄道利用券の回収	・未使用の利用券
その他の手続き 高齢者あんしん見守り事業（旧緊急通報システム・GPSの貸与）安心くつシール、高額介護サービス費支給口座の変更 など	

年金の手続き

【市民課・年金 0558-72-9858】

伊豆市役所 ・本庁（市民課） ・各支所（中伊豆・天城・土肥）	祝祭日を除く 月～金曜日 8:30～17:15 <u>※延長時間での手続きはできません。</u>
日本年金機構 三島年金事務所 【住所】三島市寿町9-44 ○手続きの内容により必要な書類が異なります。年金事務所に確認してから各種証明書をお取りください。 ○全国の年金事務所でお手続きが可能です。お近くの年金事務所へお問い合わせください。	祝祭日を除く（要予約） 月～金曜日 8:30～17:15 (電話) 055-973-1166 自動音声に従って「①→②」を押す。

持ち物

・故人の年金証書 ・請求者名義の通帳 ・請求者の世帯全員住民票（本籍・続柄入り）※1 ・請求者の戸籍謄本または抄本（故人と請求者の関係が分かるもの） ・請求者の個人番号（通知カード・マイナンバーカード）	※1請求者の個人番号を請求書に記載することで省略可能
その他	

- ・請求できる方は、亡くなられた方と生計を同じくしていた【①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族】の順です。
- ・年金のお手続きは、お近くの年金事務所でも可能です。

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

伊豆市では、ご遺族の皆様がしなければならない届出や、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊豆市役所 0558-72-9855

事前準備について

伊豆市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 おくやみ窓口の予約

おくやみ窓口をご利用される場合は、5ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、伊豆市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
- ☐ 相続人代表者となる人と亡くなられた人との関係がわかる書類（戸籍等）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険または、後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証（資格確認書）
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費を請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

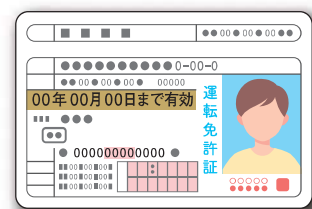
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証（資格確認書）、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ窓口のご案内

伊豆市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ窓口」を設置しています。
ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※伊豆市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみ窓口でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●事前予約制のため待ち時間はありません



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 右のQRコードを読み込んで、おくやみ窓口予約受付にアクセス
- ② 画面の指示にしたがって申請してください。



●電話予約

電話番号：**0558-72-9855**

受付時間：8時30分～17時15分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

伊豆市おくやみ窓口

場 所：伊豆市役所 市民課窓口または各支所窓口

受付時間：本庁 1日3回

① 10:30 ② 13:30 ③ 15:00

各支所 1日1回 午前または午後

① 10:30 ② 13:30

■ 住民票の世帯主変更について

- 世帯主がお亡くなりになった場合、新たな世帯主をそれまで住民登録の記載順位が2番目であった方に設定させていただいております。
- 世帯主は同世帯員様のお手続きにより、いつでも変更することができます。
- 世帯主変更の必要がありましたら、お手数をお掛けしますが、市民課窓口または各支所窓口にてお手続きをお願いします。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.9
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.13
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.14
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.15
	☐	市民税が課税されていた	P.16
	☐	固定資産を持っていた	P.17
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.18
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	☐	高額介護サービス費が発生していた	
高齢者福祉	☐	高齢者福祉事業 {高齢者あんしん見守り事業 (旧緊急通報システム・GPSの貸与)、安心くつしール事業、家族介護用品購入費補助事業} を利用していた	P.20
	☐	満80歳以上で福祉タクシー・バス・鉄道利用券を所持していた	
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持していた	P.21
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.23 P.24
	☐	自立支援医療受給者証を利用していた	P.25
	☐	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	
	☐	福祉タクシー・バス・鉄道利用券を所持していた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.26
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.27
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	こども医療費助成受給者証を交付されていた	P.28
	☐	ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.29
	☐	こども園・保育園に通っていた	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.30
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他	☐	市営住宅に入居していた	P.31
	☐	道路用地を占用していた	P.32
	☐	河川用地または水路用地を占用していた	
	☐	文化財（国・県・市（旧町））を所有していた	P.33
	☐	銃砲刀剣類を所有していた	
	☐	戸別受信機を所持していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 市民窓口スタッフ ☎ 0558-72-9855

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民窓口スタッフ ☎ 0558-72-9855

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書 ☐ 限度額認定証等（お持ちの場合）	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

手続き③ 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなった方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙や給付（高額療養費など）に関するお手紙を送付する場合があります。単身世帯など、他に世帯員がいない場合は提出が必要となります。 ※郵送手続き可能です。お電話でご連絡いただければ郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人の預金通帳など	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 ☐ 限度額認定証等（お持ちの場合）	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合から葬祭費の支給対象となる場合があります。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

手続き③ 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になる恐れのある方は同届をご提出ください。 <u>※郵送手続き可能です。お電話でご連絡いただければ郵送でお送りします。</u>	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人の預金通帳など	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9856

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	手続きによって異なります
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ※ 他、手続きによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	市民課 保険年金・相談スタッフ ☎ 0558-72-9858

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	手続きによって異なります
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ※ 他、手続きによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-003-004 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	手続きによって異なります
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ※ 他、手続きによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	取引先の JA 支店

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書（納付書）により納付をしてください。口座振替を利用しており、お手元に納付書がない場合はお問い合わせください。	納税通知書に記載の納付期限まで
必要なもの	手続き可能な人
☐ 納税通知書	相続人
	問い合わせ先
	税務課 収納徴収スタッフ ☎ 0558-72-9853

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人
	問い合わせ先
	税務課 収納徴収スタッフ ☎ 0558-72-9853

MEMO

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	相当な期間（概ね 3 か月）
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	相続人（包括相続者を含む）
	問い合わせ先 税務課 市民税スタッフ ☎ 0558-72-9851

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届、未登記家屋所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。未登記家屋を所有していた場合は未登記家屋所有者変更届の提出が必要です。 ※相続登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	亡くなられた日から概ね 3ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） ※亡くなられた方と相続人の本籍地が伊豆市の場合は省略可 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	税務課 資産税スタッフ ☎ 0558-72-9852 管轄の法務局 静岡地方法務局 沼津支局 ☎ 055-923-1201

MEMO

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の所有する車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
	手続き可能な人
	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	税務課 市民税スタッフ ☎ 0558-72-9854

手続き② 相続人への所有者変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の所有する車両を相続する場合、所有者変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への所有者変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
	手続き可能な人
	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ ③の方が譲渡する場合のみ、相続人からの譲渡証明書	税務課 市民税スタッフ ☎ 0558-72-9854

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証などを交付されていた場合は、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	健康長寿課 介護保険スタッフ ☎ 0558-74-0150

高額介護サービス費が発生していた

手続き 相続人による支給口座変更のための申請書提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の本人口座を登録してある場合は、凍結の可能性があるため、相続人の口座に支給するための変更の手続きが必要になります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の金融機関の通帳またはキャッシュカード	健康長寿課 介護保険スタッフ ☎ 0558-74-0150

6. 高齢者福祉に関する手続き

高齢者福祉事業を利用していた

手続き 助成券や機器の返却、登録情報の削除、中止届の提出が必要

手続き詳細	期 限
高齢者あんしん見守り事業（旧緊急通報システム・GPSの貸与）、安心くつしール事業、家族介護用品購入費助成事業（オムツ購入補助）を利用して いた方は中止届の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 家族介護用品購入費助成券	健康長寿課 高齢者支援スタッフ ☎ 0558-72-9860

満80歳以上で福祉タクシー・バス・鉄道利用券を所持していた

手続き 利用券の返却

手続き詳細	期 限
満80歳以上の在宅で生活している方で、12,000円分の福祉タクシー等利用券を受け取っていた方は、残っている利用券を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉タクシー・バス・鉄道利用券	健康長寿課 高齢者支援スタッフ ☎ 0558-72-9860

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持していた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。</u>	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。</u>	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。	手続き可能な人
他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡届、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
様式第24号による心身障害者（年金管理者）死亡届 様式第10号による年金給付請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に請求しなければならない。 (1) 加入者の死亡により請求する場合 ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。 ただし、当該加入者の死亡が加入した日（口数追加者である場合は、口数追加の日）から2年以内のものであるときは、別に定める死亡証明書（死体検案書）によるものとする。 イ 加入者の消除された住民票の写し ウ 心身障害者（年金管理者が指定されている場合にあつては、心身障害者及び年金管理者）の住民票の写し エ その他知事が必要と認める書類 (2) 加入者の重度障害により請求する場合 ア 別に定める重度障害診断書 イ 加入者及び心身障害者（年金管理者が指定されている場合にあつては、加入者、心身障害者及び年金管理者）の住民票の写し ウ その他知事が必要と認める書類	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内 手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書（原本証明のあるもの） ☐ 亡くなられた方の除住民票 ☐ 心身障害者の住民票 ☐ 年金管理者の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの ☐ 加入証書・口数追加証書	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
弔慰金の給付を受けようとする者は、様式第17号による弔慰金給付請求書に次に掲げる書類を添えて知事に請求しなければならない。 (1) 加入者の住民票の写し（加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡した場合にあつては、加入者の消除された住民票の写し） (2) 心身障害者の消除された住民票の写し	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡届出の提出

手続き詳細	期 限
様式第24号による心身障害者（年金管理者）死亡届 様式第10号による年金給付請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に請求しなければならない。 (1) 加入者の死亡により請求する場合 ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が加入した日（口数追加者である場合は、口数追加の日）から2年以内のものであるときは、別に定める死亡証明書（死体検案書）によるものとする。 イ 加入者の消除された住民票の写し ウ 心身障害者（年金管理者が指定されている場合にあつては、心身障害者及び年金管理者）の住民票の写し エ その他知事が必要と認める書類	速やかに
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金管理者の口座番号がわかるもの（写し）	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

7. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費助成金受給者証の返却及び、資格喪失届の提出 （振込口座変更の手続き）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費の助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未支給分の支払いを行うため、相続人の振込口座のわかるものが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障害者医療費助成金受給者証 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

福祉タクシー・バス・鉄道利用券を利用していた

手続き 未使用分の利用券の返却

手続き詳細	期 限
12,000円分の福祉タクシー等利用券の助成を受けていた方は、残っている利用券を返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 福祉タクシー・バス・鉄道利用券	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 障害福祉スタッフ ☎ 0558-72-9863

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 消滅・未払い・受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新規受給者の健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ ☐ 新規受給者の金融機関の通帳または、キャッシュカード ☐ 新規受給者の個人番号のわかるもの ☐ 児童名義の通帳又はキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 児童名義の通帳又はキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

こども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証返納【申請者（保護者）が亡くなられた場合】記載事項変更届

手続き詳細	期 限
【申請者（保護者）が亡くなられた場合】 保護者・保険の変更手続きが必要です。 なお、手続きは各支所でも受け付けています。 こども医療費助成受給券を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童のこども医療費助成受給者証 ☐ 児童の健康保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給者証書を交付していた方が亡くなられた場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費等助成受給者証 ☐ 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

8. 子どもに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

市役所外の主な手続き

相続について

こども園・保育園に通っていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 世帯変更の手続き

手続き詳細	期 限
保護者の課税および世帯状況を基に利用者負担額を算定しているため、世帯員の変更手続きが必要です	亡くなられた月の月末まで
	手続き可能な人
	ご親族が好ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0558-72-9864

MEMO

委任状

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 <u>※電話にて手続き可能です。</u>	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	ご親族、または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 お客様センター ☎ 0558-83-3900

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更届け	上下水道課 ☎ 0558-83-3950

MEMO

10. その他の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅の返還または継承手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の異動の届出が必要です。 契約者が亡くなられた場合は、原則、契約している住居を返還していただきますが、同居人が契約を継承する場合は、その手続きが必要となります。 ※詳細は、担当課にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
【契約者がお亡くなりになり、住居を返還する場合】 ☐ 返還届 ☐ 相続人代表者の身分証明書 ☐ 敷金還付先の口座情報が分かる書類 ☐ 死亡届の写し 【契約者がお亡くなりになり、同居人が継承する場合】 ☐ 入居者等異動届 ☐ 死亡届の写し ☐ 入居承継承認申請書 ☐ 継承者の課税（所得）証明書 ☐ 連帯保証人予定者の課税（所得）証明書 ☐ 継承者及び連帯保証人の完納証明書 【同居人がお亡くなりになった場合】 ☐ 入居者等異動届 ☐ 死亡届の写し	用地管理課 ☎ 0558-83-5204

MEMO

道路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、道路占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は、変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 変更届 ☐ 占有許可書の写し 【道路占有許可の廃止】 ☐ 道路占有廃止届 ☐ 占有許可書の写し ※工作物（占有物）の除去	用地管理課 ☎ 0558-83-5204

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、河川占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は、変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【河川占有許可の名義変更（相続される場合）】 ☐ 地位継承承認申請書 ☐ 占有許可書の写し 【河川占有許可の廃止】 ☐ 河川占有廃止届 ☐ 占有許可書の写し ※工作物（占有物）の除去	用地管理課 ☎ 0558-83-5204

10. その他の手続き

文化財（国・県・市（旧町））を所有していた

手続き 所有者・管理者の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が文化財を所有していた場合、所有者変更が必要となります。手続きの方法や所有していたか不明な場合、社会教育課へお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 文化財指定書（登録有形文化財の場合は登録証） ☐ 所有者・管理者変更届 ☐ 遺産分割協議書の写し、戸籍謄本など	社会教育課 ☎ 0558-83-5476

銃砲刀剣類を所有していた

手続き 所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が銃砲刀剣類を所有していた場合、所有者変更が必要となります。	20日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 所有者変更届出書 ☐ 登録証のコピーもしくは写真	静岡県文化財課 ☎ 054-221-3183

戸別受信機を所持していた

手続き 返還または所有者の変更手続き

手続き詳細	期 限
75歳以上のみで構成される世帯に対し、同報無線から放送する内容をご自宅で聞くことができる『戸別受信機』を無償で貸与しています。世帯主がお亡くなりになった場合やお子様世帯との同居等により世帯の要件を欠く場合は、戸別受信機を必ずご返却いただくか、再度申請手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 伊豆市防災行政無線戸別受信機返還届 ☐ 伊豆市防災行政無線戸別受信機変更届	危機管理課 ☎ 0558-72-9867



戸別受信機

改葬（遺骨を移す・永代供養を行う）の手続きについて

1 改葬とは

改葬とは、遺骨を新たな場所へ移すことです（永代供養も含まれます）。また、永代供養を行うために、お墓から遺骨移すことも改葬になります。改葬するには現在遺骨が埋葬されている墓地がある市町村が発行する「改葬許可証」が必要になります。現在伊豆市内にあるお墓に埋葬されている遺骨を別の場所に移す場合、伊豆市が発行する「改葬許可証」を改葬先の墓地管理者へ提出しなければなりません。

2 改葬の手続き

①遺骨を移す場所を確保する。

遺骨を移すためのお墓を準備します。

②現在のお墓の管理者に遺骨を移動させることを相談し、移動方法を確認する。

③改葬許可証を作成する。

- ・「改葬許可申請書」は1柱につき1枚作成します。
- ・墓地管理者から証明済みの「改葬許可申請書」を市民課または各支所に提出してください。
- ・現在の墓地管理人に改葬許可証の写しを提出し、改葬先墓地管理人へ改葬許可証の本書を提出してください。

※「改葬許可申請書」は伊豆市ホームページにあります。
<https://www.city.izu.shizuoka.jp/soshiki/1011/2/477.html>

担当課・問い合わせ先

環境衛生課

☎ 0558-72-9857

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)伊豆市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

発行 伊豆市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年12月

